

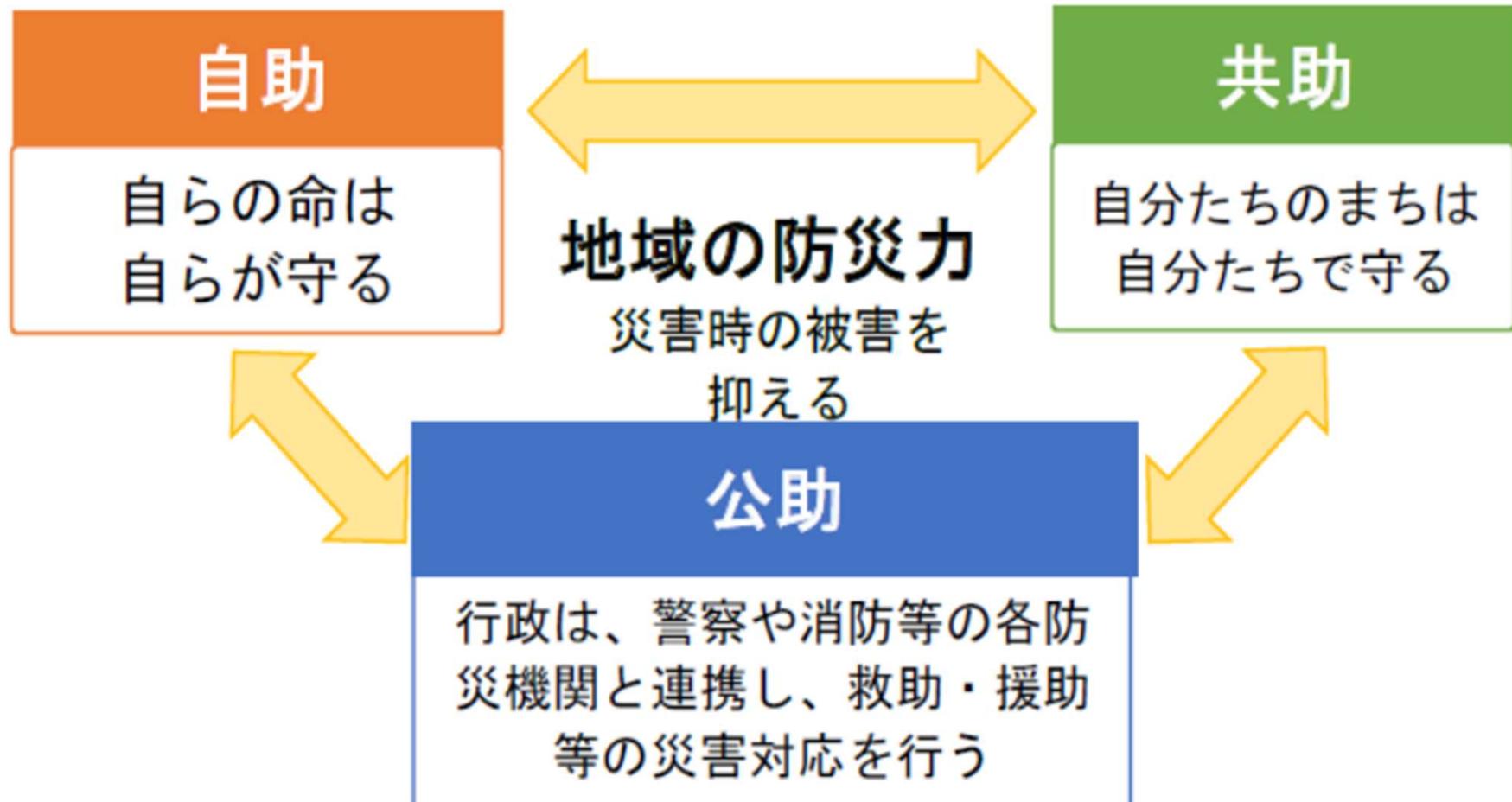
新堀1丁目・2丁目の防災性の向上 に関する説明会

東大和市 まちづくり部 都市づくり課
令和7年9月12日、令和7年9月15日
新堀地区会館

目次

1. 本日の説明会の趣旨
2. 新堀1丁目・2丁目の現況
3. 「防災都市づくり推進計画」への位置付け
4. 防災性の向上に向けた取組の例
5. 今後のスケジュール
6. 意見の募集

1. 本日の説明会の趣旨

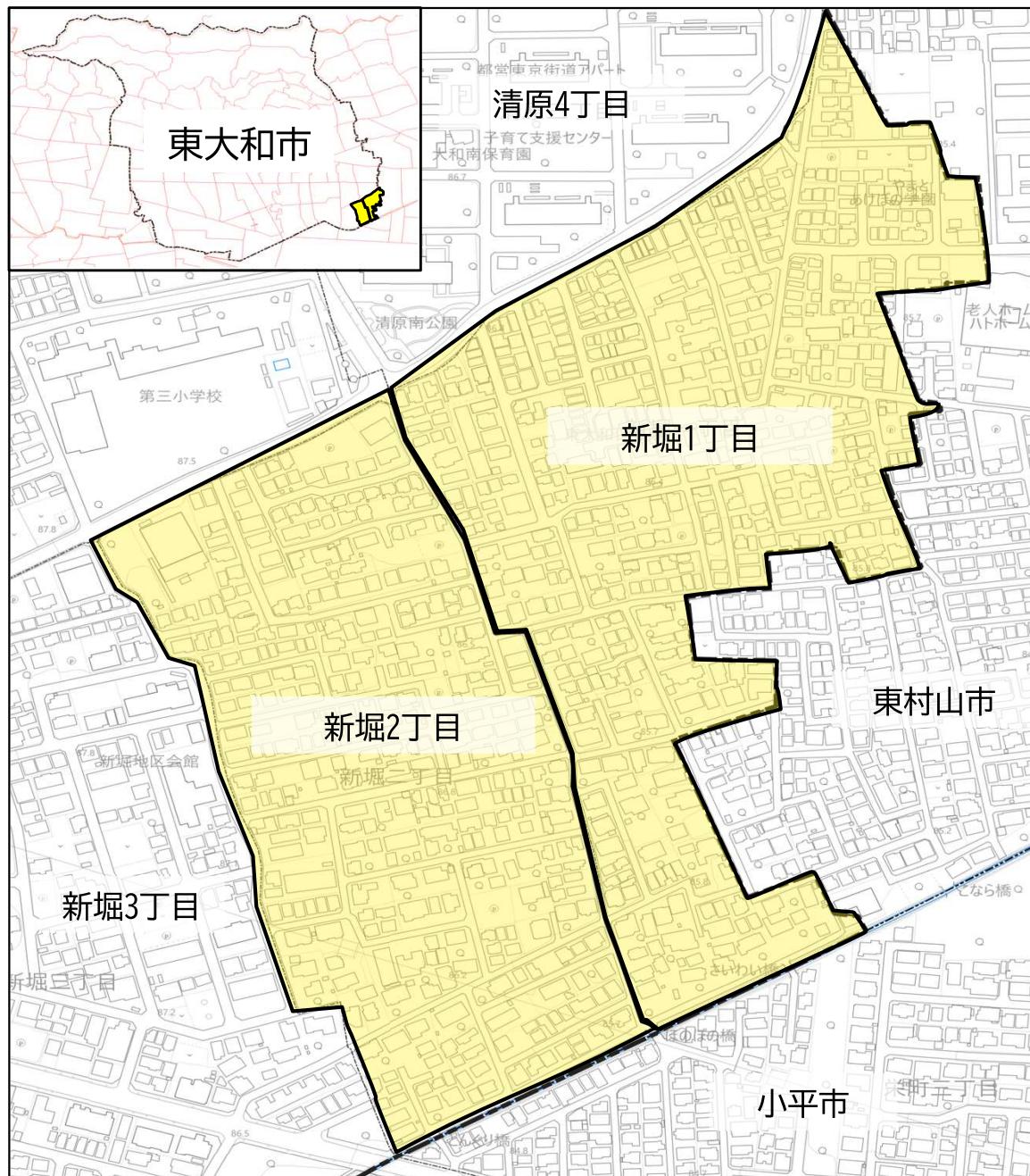


出典「東大和市地域防災計画 概要版」

1. 本日の説明会の趣旨

- 新堀1丁目・2丁目は、地震や火災による危険性が相対的に高く、建築物の不燃化や耐震化の促進などによる防災性の向上が課題
- 本日は、建物や道路に関する新堀1丁目・2丁目の現状について皆様と共有し、以下についてご意見をいただきたい
 - 「防災都市づくり推進計画」への位置付けについて
 - 今後の検討の進め方について

2. 新堀1丁目・2丁目の現況

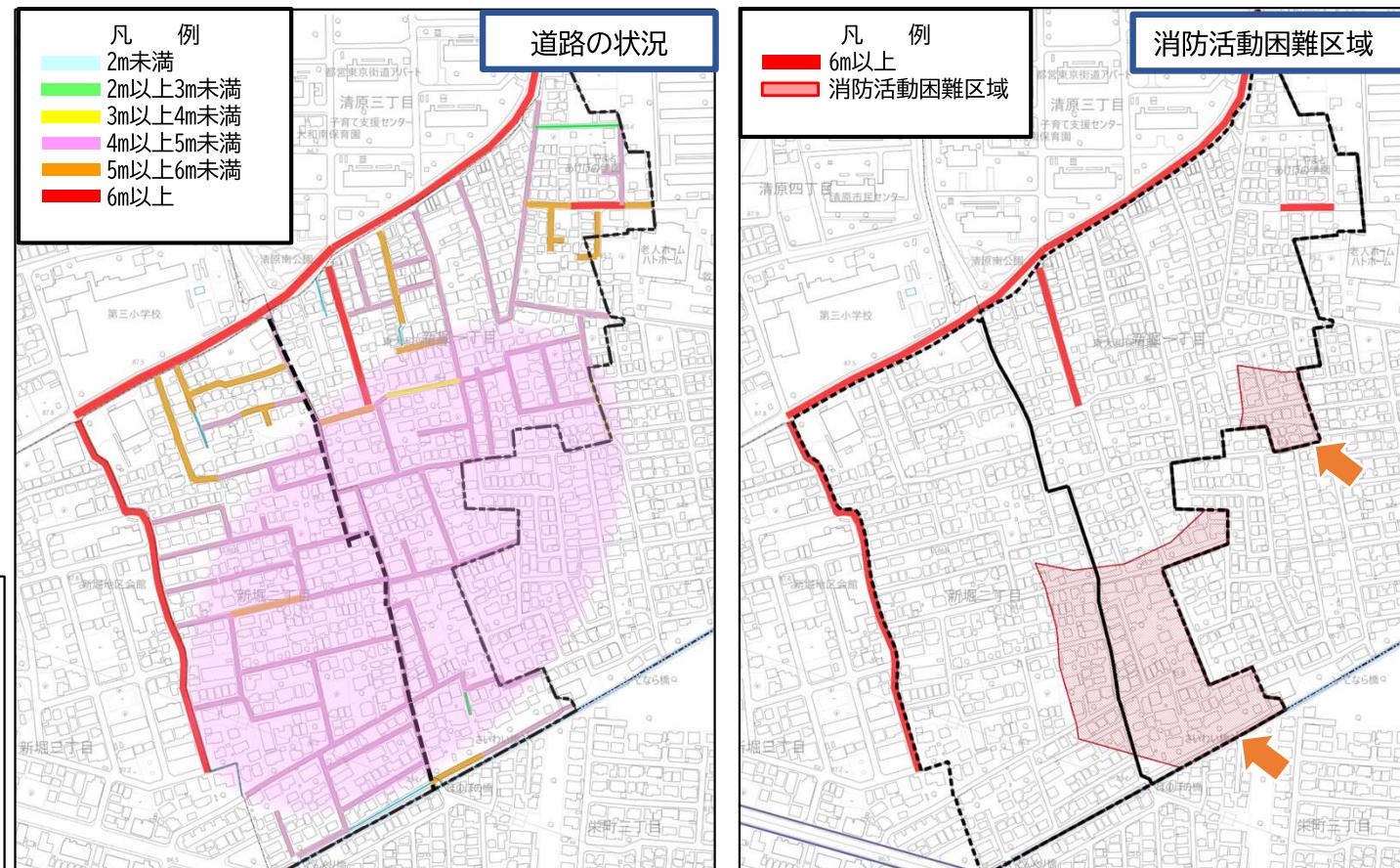


2. 新堀1丁目・2丁目の現況

(1) 道路・消防活動困難区域の状況

<道路の状況>

- 地区北部、西部には幅員6m以上の道路がある
- 地区中心部から南部にかけては幅員5m未満の道路が多い



<消防活動困難区域>

- 地区の中央部、南部に消防活動困難区域がある

◆用語の説明

消防活動困難区域

⇒消防車が円滑に消防活動を行うために必要な幅員6m以上の道路から、消防ホースを伸ばした範囲(140m)に含まれない区域

中央部から南部にかけて道路幅員が狭く、消防活動に支障をきたす可能性がある。

2. 新堀1丁目・2丁目の現況

(2) 延焼クラスターの状況

<延焼クラスター>

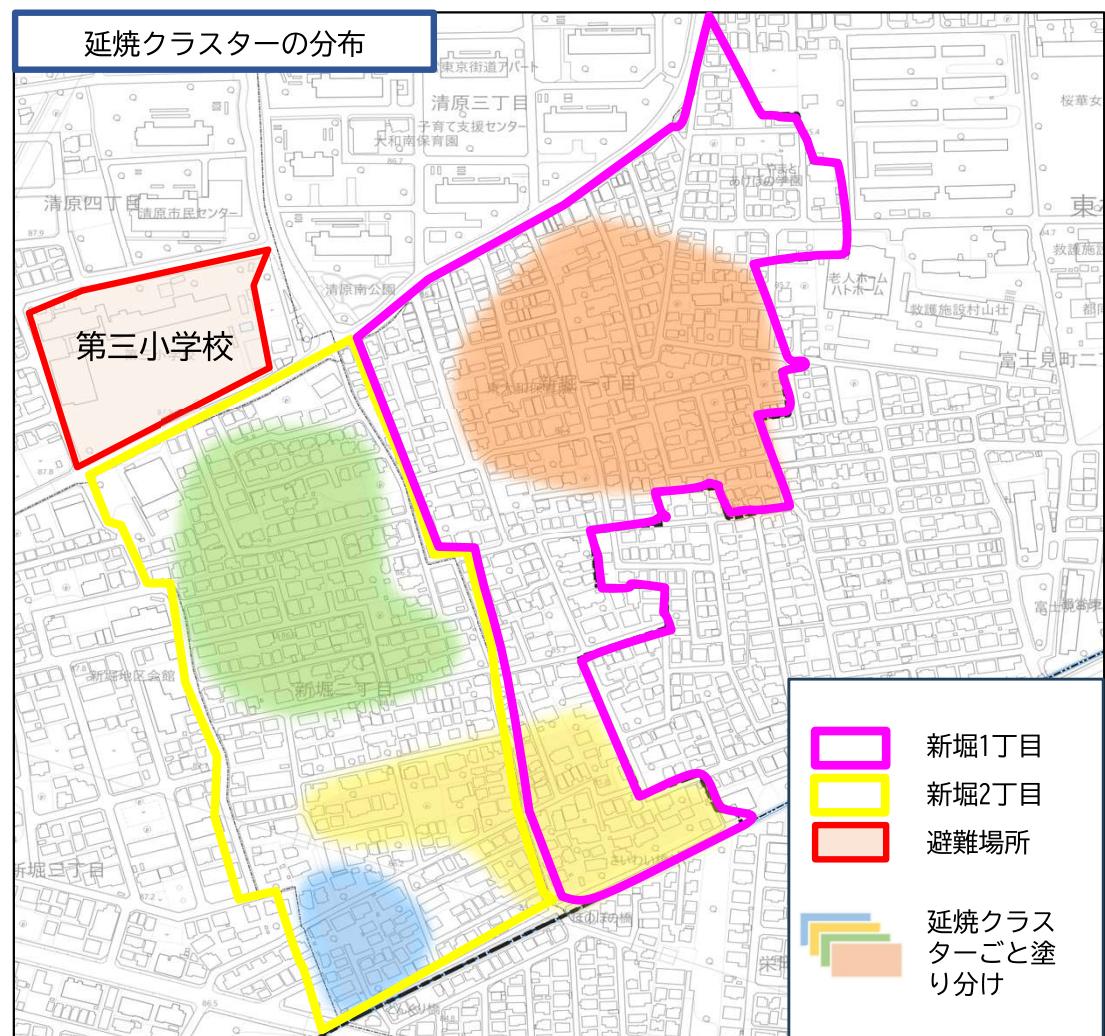
- 1丁目の北部から中央部にかけて分布（赤）
- 1丁目と2丁目の南部にまたがって分布（黄）
- 2丁目の北部から中央部にかけて分布（緑）
- 2丁目の南西部に分布（青）

<避難場所>

- 一時（いっとき）避難所として、地区北部の「第三小学校」が指定

◆ 用語の説明

- ・延焼クラスター
⇒一度出火した場合に延焼が拡大する可能性のある範囲
- ・一時（いっとき）避難所
⇒災害の際に一時的に避難して様子を見る場所、避難のために一時的に集団を形成する場所



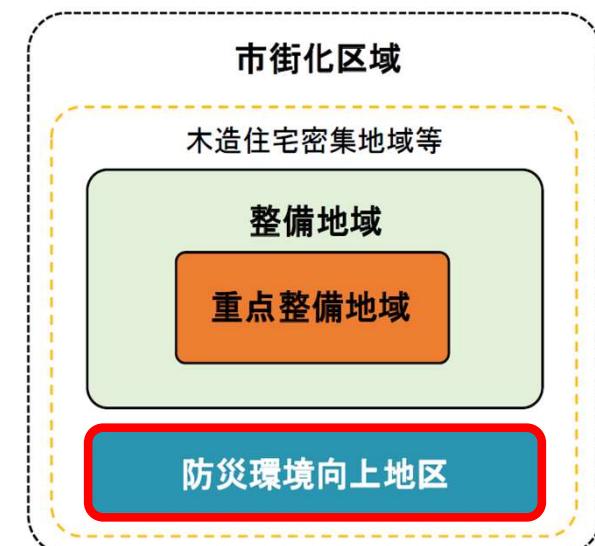
地区全体に延焼クラスターが分布している

3. 「防災都市づくり推進計画」への位置付け

(1) 「防災都市づくり推進計画」とは

- 「木造住宅密集地域」の震災時の被害拡大を防ぐため、建物の不燃化や耐震化、道路の拡幅、避難場所の確保など、防災性向上に関する施策を推進するための東京都の計画
- 以下の地域を計画に位置付け、それぞれ防災都市づくりに係る施策を推進する

整備地域	木造住宅密集地域のうち、震災時に特に甚大な被害が想定される地域	区部のみ
重点整備地域	整備地域のうち、防災都市づくりに資する事業を重層的かつ集中的に実施する地域	区部のみ
防災環境向上地区	整備地域外の木造住宅密集地域等のうち、局所的に対策が必要な地区 （令和7年3月新設）（東久留米市、西東京市が指定）	都内全域



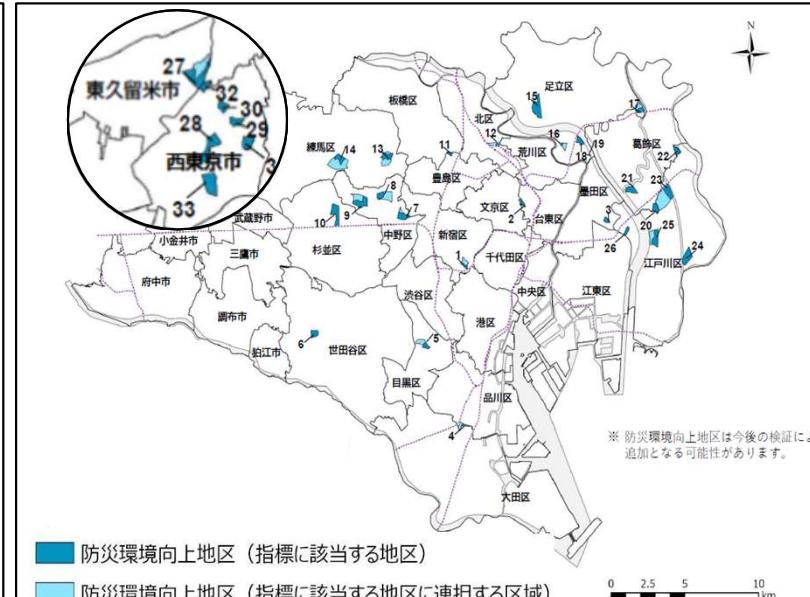
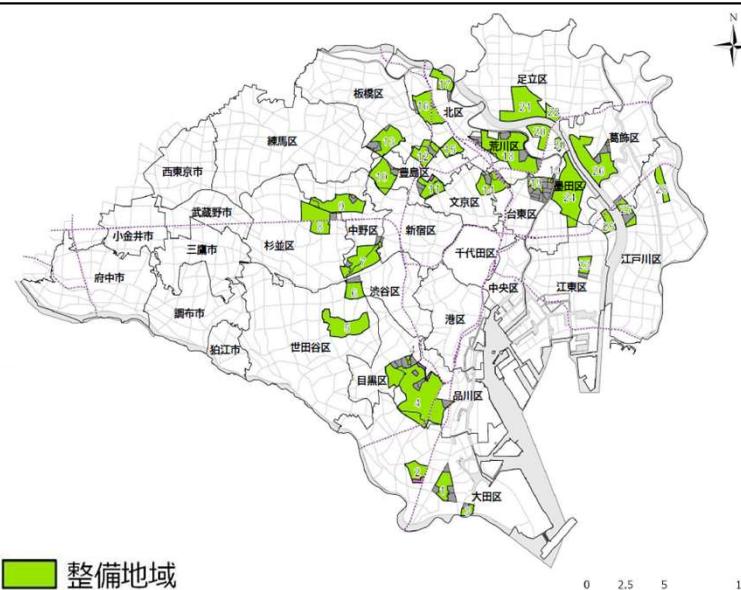
地域指定の概念図

出典：「東京都防災都市づくり推進計画 基本方針」

◆用語の説明

- 木造住宅密集地域
⇒震災時に延焼被害のおそれがある老朽化した木造住宅が密集している地域

東大和市では、新堀1丁目、南街2丁目、南街6丁目、向原5丁目が抽出



出典：「東京都防災都市づくり推進計画 基本方針」

3. 「防災都市づくり推進計画」への位置付け

(2) 防災環境向上地区の指定基準

指定基準項目		基準	新堀1丁目	新堀2丁目	新堀3丁目	連担指定※2
(a)	補正不燃領域率	60%未満	○	○	▲	
(b)	住宅戸数密度	55世帯/ha以上	○	▲	▲	
(c)	住宅戸数密度 (3階以上の共同住宅を除く)	45世帯/ha以上	○	○	▲	
(d)	想定平均延焼率	20%以上	○	○	▲	
(e)	総合危険度	4以上	▲※1	▲	▲	

※1 都が整備の必要性を確認した町丁目は(e)の条件を除く。

※2 基準に該当する地区に連坦する区域も指定可能

◆用語の説明

- ・補正不燃領域率
⇒市街地における建物同士の隣棟間隔を考慮し、市街地の燃えにくさを表す指標
- ・住宅戸数密度
⇒1ヘクタールあたりの住宅の戸数
- ・想定平均延焼率
⇒各建築物が一定の出火確率で出火した際、焼失が予想される建築面積の割合

- ・新堀1丁目は木造住宅密集地域に抽出されており、防災環境向上地区の指定基準に該当している。
- ・新堀2丁目は指定基準に該当しないが、新堀1丁目と共に通する課題を抱える
- ・以上のことから、新堀1丁目と2丁目を「防災環境向上地区」として「防災都市づくり推進計画」に位置付けたい

4. 防災性の向上に向けた取組の例

主な取組の例

① 建物の耐震化・不燃化

- ・耐震診断費・改修費・除却費助成制度の活用<実施中>
- ・新たな防火規制区域の指定に合わせて除却や建替えに対する助成制度の創設

③ 空き家施策と連携した不燃化促進

- ・新たな防火規制区域内の空き家の除却に対する費用助成

② 地区計画制度等の活用

- ・壁面後退等による道路斜線制限や建蔽率の緩和

④ 地域防災力の向上

- ・防災マップの作成や防災訓練の実施
防災人材育成などの活動の支援



5. 今後のスケジュール

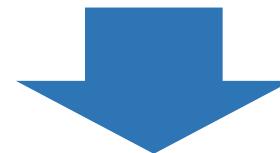
令和7年度

防災環境向上地区として
「防災都市づくり推進計画」に位置付け
(令和8年3月 防災都市づくり推進計画 改定予定)



令和8～9年度

地区の協議会を設置するなど、地域住民の方々と
具体的な取組について検討



令和10年度以降

具体的な取組の実施

6. 意見の募集

- ・ 市では、今後、地域の皆様と共に防災性向上に向けた検討を進めていきたいと考えております。
- ・ 以下の2点について皆様のご意見をお聞かせください。
① 新堀1丁目、2丁目を「防災都市づくり推進計画」に位置付けること
② 防災性の向上に向けた今後の検討の進め方

ご清聴ありがとうございました。

ご意見については、市公式ホームページ、または下記の電話番号から
お願ひします。 **【令和7年10月17日（金）まで】**

※説明会の資料の掲載、今後の情報発信については、市公式ホームページで行います。

(右記のQRコード または トップページから市政情報>まちづくり・都市計画>まちづくり>地域別のまちづくり>新堀1丁目・2丁目の防災まちづくり)



市公式ホームページ

東大和市 まちづくり部 都市づくり課 地域整備係
TEL:042-563-2111 内線1261~1263